

高相様

お世話になります。環境省西表自然保護官事務所の竹中です。遅くなりましたが、質問のあった件について以下のとおりコメントします。

1) 今投稿での薬剤散布者を特定してお知らせください。個人の場合は個人という記述で結構です。

→本農道を管理している竹富町役場（産業振興課）に確認したところ、役場で実施したものではないとのこと。周辺で営農している個人の方が散布された可能性があり、役場においても確認を行うとのことでした。

2) うなり崎での丘の乱暴な行為の顛末をお知らせください。

→現在竹富町役場（まちづくり課・世界遺産推進室）、維持管理の委託を受けている地元住民の方、島内で植物に詳しい方などと、現場を見ながら「うなり崎公園」の植物管理等の方向性を考える機会を5月24日の週に実施できるよう調整しております。今後の方向性などが決まりましたらご報告いたします。

3) 美田良河川での三面張り計画があったのでしょうか。もしあったならば、その後の対応をお知らせ下さい。

→ヨナラ川の改修に関しては、先日竹富町役場（担当：産業振興課）と打ち合わせを行っています。ヨナラ川では、土砂が堆積し台風時等に河川の氾濫がおこることで周辺水田に影響が生じており、河床の改修工事に向けた予算確保や事前検討などを行っているとのことでした。ただ、河床のコンクリート張も検討案の一つではありますが、決定したものではなく、事前の自然環境調査や自然環境に配慮した工法の採用なども含め今年度、検討を進めていくとのことでした。西表自然保護官事務所としては、自然環境の保全と周辺の水田への影響軽減につながるよう竹富町役場等と話し合いを継続していきます。

4) キャニオニングは規制するのでしょうか。

→西表島では現在エコツーリズム推進法に基づき、行政機関・地元住民・地域団体・ガイド事業者・有識者等で構成する「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会」を立ち上げ、西表島における自然体験観光におけるルール作りを行うため、【西表島エコツーリズム推進全体構想】の策定を進めています。全体構想の内容として具体的には以下のようになっています。

●自然体験観光を行う場所（自然観光資源）と、行わない場所を明確にするためのゾーニング

●自然観光資源における利用ルールの明確化（植物の採取やペットの持ち込み・日をまたぐカヌー放置の禁止などの共通ルール、1ガイドあたりのお客さんの上限人数、1事業者あたりのお客さんの上限人数などのエリア毎の個別ルール）

●オーバーユースがおきている場所、今後利用者増による自然環境への影響が特に懸念される場所を「特定自然環境資源」に指定し、エリアの上限人数の設定と立ち入りの事

前承認、認定ガイドや講習を受けたものの同行などの義務づけ（西表島では、ピナイサーラの滝があるヒナイエリア、サンガラの滝がある西田エリア、西表島横断道、古見岳、テドウ山が特定自然観光資源として指定する予定です）

全体構想は今年度中の策定を目指し、関係省庁と協議をしております。また全体構想の内容は定期的に見直しを進めます。なお、自然観光資源等の自然環境の状況は定期的にモニタリング調査を行いその状況を把握し、推進協議会内に専門家等で構成する「モニタリング評価委員会」においてそのモニタリング結果を評価し、必要に応じて自然観光資源の利用ルールの見直しや利用休止、自然観光資源の解除等を行うことにしています。

キャニオニング等に関してもまずは1ガイドあたりや1事業者当たりの上限人数の設定等の利用ルールに基づき自然環境の保全と適正な利用を進め、並行して自然環境モニタリングを実施しその結果を評価し、必要に応じた対策（利用休止等）の検討を行っていきたいと考えています。

現在、環境省西表自然保護官事務所では竹富町役場など関係機関と連携しながら、西表島の自然環境保全と地域振興のために取り組んでいますが、その中でも至らない部分も多々あると思いますので、引き続き叱咤激励いただければ幸いです。

今後も何か自然環境に問題があるような事項があれば、ぜひ気軽に連絡いただきたいです。ただ、メールの送付のみでは詳細がわからないことが多く、メールだけではなく電話や直接お会いしてお話することができればありがたいです。記録を残すためにメールでやり取りすることは問題ありませんが、一緒に西表島に住んでいる島民同士ですので、もう少しコミュニケーションをとれる機会を増やせればと思います。

以上です。このコメントは竹富町役場とも共有しており facebook で投稿いただいても構いませんが、投稿される場合は一部のみではなく、全文を掲載いただきますようお願いいたします。

環境省西表自然保護官事務所

自然保護官 竹中康進

TEL : 0980-84-7130

FAX : 0980-85-5582

.....

私のコメント

二点めと三点め（一点めもですが）は環境省が把握していませんでした。全島の国立公園化で土地の改変には環境省への手続きが必要で、これが住民と行政に丁寧に説明されていないことが問題です（県と町は自ら知っておかなければいけません）。

私は、沖縄タイムス 2019 年 10 月 28 日の投稿でキャニオニングは石に付着している藻、小動物等を全て削り取って溪流の生態系に大きなダメージを与えるので禁止すべき

と書きました。

三点目にある「美田良河川」とあるのは私の記述間違いです。「美原河川」です。

問い合わせに対する丁寧な回答には感謝するところです。環境省による自然環境の保全にしっかり取り組んでます表明はこれまでも何度も聞きました。結果を出して下さい。行政ですから。知り合いからは世界自然遺産登録がされそうで良かったですねと言われます。予算もつくでしょうから、ヤマネコの保全を含めて結果を出して下さい。期待しています。